

令和5年7月26日

日本関税協会門司支部 御中

門司税関業務部

### 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

平素より税関行政にご協力いただきありがとうございます。

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。F S利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しが行われました。

直近では、令和5年10月1日から、輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加されるとともに、関税法基本通達において輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義の明確化に係る規定が追加されます。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等が追加されるとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付していただくこととなります。

具体的な制度見直しの内容については、税関ホームページに掲載していますので、貴会会員にその旨周知をお願いいたします。

#### ○税関ホームページ

- ・ 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>

**【本件に関する問い合わせ先】**

業務部通関総括第1部門

電話：050-3530-8367